

木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

～越谷市既存建築物耐震診断補助金交付事業～

越谷市では、市が実施した簡易耐震診断の結果で「危険」と判定された下記対象建築物の所有者を対象に「越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき診断費用の一部を補助します。

※予算がなくなる次第、受付を終了します。

◆対象建築物

- 1) 市内にある平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された木造軸組み工法の一戸建て住宅で、地階を除く階数が2以下のもの
- 2) のもの

◆対象者

都市計画法及び建築基準法に違反していない個人所有の住宅とします。

◆補助金額

住宅1戸につき耐震診断に要した費用（税抜金額）の3分の2に相当する額、かつ7万円を上限とします。

◆助成の対象となる耐震診断

「越谷市木造住宅耐震診断士登録名簿」に登録されている建築士が行う日本建築防災協会の「一般診断法」以上の診断とします。

◆耐震診断を行える建築設計事務所

市に登録している木造耐震診断士が所属している建築設計事務所とします。

◆申込み方法

申込みについては、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、建築住宅課（本庁6階）まで提出してください。記載内容を審査の上、補助金交付要綱に適合する方へは適合通知書を通知します。この適合通知書を持って市に登録している建築設計事務所に耐震診断を依頼してください。 ※申込用紙は、ホームページからダウンロードできます。

◆注意事項

適合通知書が交付される前に、耐震診断を行った場合や、耐震診断契約を締結された場合は補助金の交付対象になりませんので、十分にご注意ください。

詳しくは、**建築住宅課**へお問い合わせください。

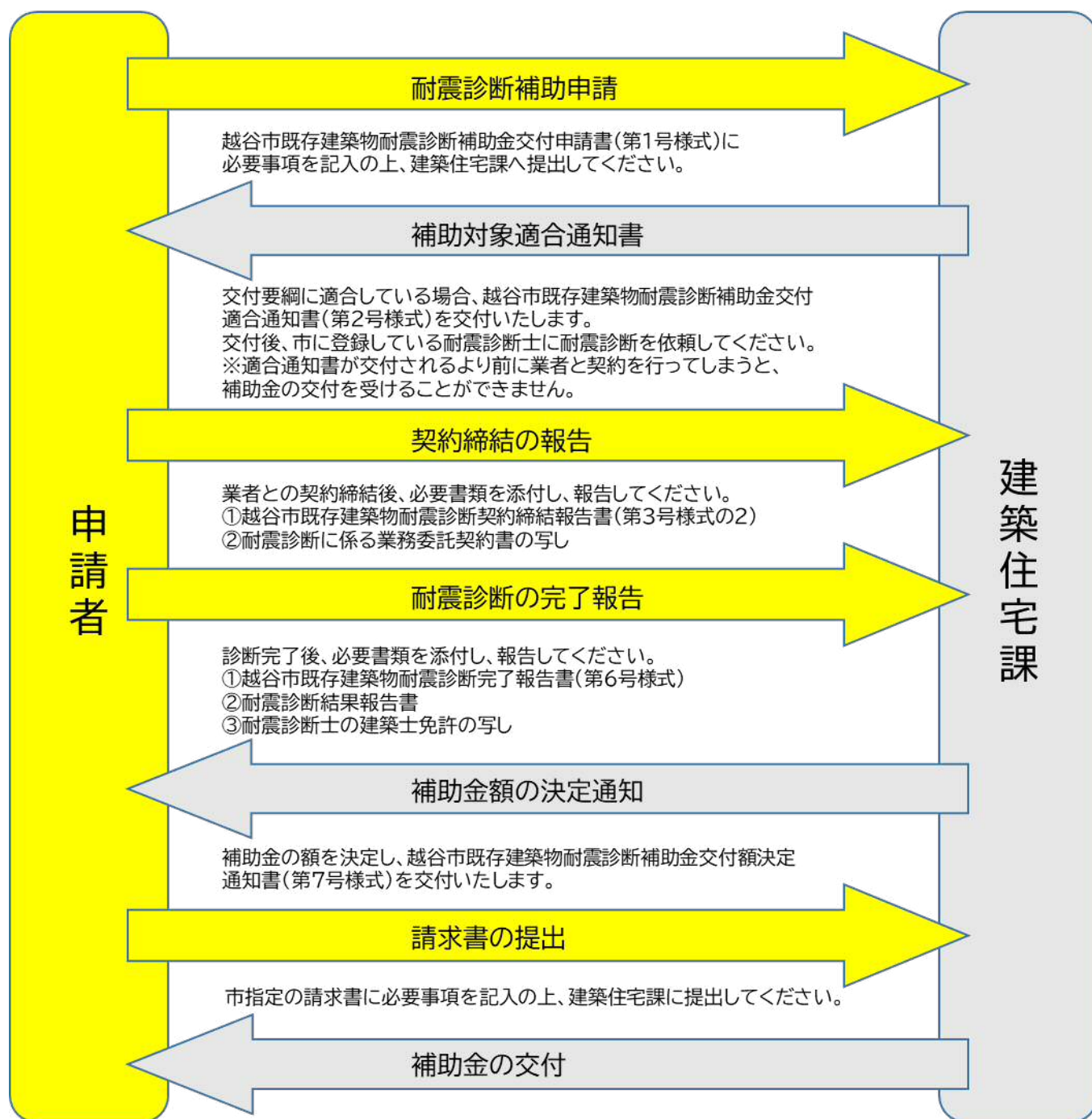
お問い合わせ：越谷市都市整備部建築住宅課

TEL 048-963-9235

E-mail kenju@city.koshigaya.lg.jp

耐震診断補助金交付手続きのフロー

※事前に市が実施している簡易耐震診断を受け、総合評価が1、0未満である必要があります。



◆簡易耐震診断の申込み

より詳細な耐震診断を行う前に、市で簡易な耐震診断を行います。

- 対象建築物 1～2階建ての木造住宅で延べ面積 500 ㎡以下（工業化住宅を除く）
- 申込みに必要なもの 建築確認通知書など 1 階・2 階平面図（壁の位置がわかる程度のもの）※ 上記書類が無い場合は、事前にご相談ください。
- 診断結果 図面上での確認になります。（現場調査等はいりません。）